

公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターの概要

1 設立年月日 平成4年3月30日（平成23年1月4日 公益財団法人に移行）

2 事務所所在地 富山県富山市花園町四丁目5番20号

3 設立の目的 県民一体となった暴力追放運動を推進して、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって暴力のない安全で住みよい富山県の実現に寄与することを目的とする。

4 法令・条例等に基づく事業の委託等

事業	根拠法令・条例等
責任者講習事業	・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
暴力相談事業	・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

5 県の出資比率及び金額

出資比率	金額
86.1%	635,128,000円

6 事業

- （1）暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動事業。
- （2）暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動への支援事業。
- （3）暴力団員による不当な行為に関する県民からの相談受理事業。
- （4）少年に対する暴力団の影響を排除するための事業。
- （5）暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための事業。
- （6）暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止する事業。
- （7）公安委員会の委託を受けて、事業所の責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条第2項の不当要求行為による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習事業。
- （8）法第32条の2第2項第7号の不当要求情報管理機関の業務に対する支援事業。
- （9）暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援事業。
- （10）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修事業。
- （11）その他この法人の目的を達成するために必要な事業。